

P T A活動に伴う交通費負担軽減に関する申し合わせ事項

平成 2 6 年 2 月改正

1. 負担軽減の目的

対象者が会議等で学校に来校するときの交通費負担の軽減を目的とする。

2. 対象者

当該年度の P T A 役員・学級委員とする。

3. 支給要件、軽減方法は以下の区分とする。

区分	所要交通費 (1 回の往復、自宅ー学校) 学校最寄駅＝阪急高槻市駅 又は JR 高槻駅	補助額Ⅰ 往復回数 5 回～9 回	補助額Ⅱ 往復回数 10 回～19 回	補助額Ⅲ 往復回数 20 回～	備考
1	～400 円	2,000 円	3,000 円	4,000 円	徒歩・自転車・ バイク含む
2	401 円～700 円	3,000 円	5,000 円	6,000 円	
3	701 円～1,000 円	4,000 円	6,000 円	8,000 円	
4	1,001 円～	5,000 円	8,000 円	10,000 円	

①所要交通費：自宅を基点として学校までの所要交通費とする。

所要交通費とは、公共交通（電車・バス）・徒歩・自転車・バイクとする。

但し、公共交通利用者で、阪急高槻市駅・J R 高槻駅から学校までは徒歩と看做す。

また、通年で徒歩・自転車・バイクを利用の場合は区分 1 を適用する。

※公共交通利用を前提としています。自動車利用の場合は実績から除外します。

②補助方法：上記の区分の実績に基づき、相当額の Q U O カードを支給する。

附則：本申し合わせ事項は平成 2 4 年度に生じた対象者から適用する

一部改正 平成 2 1 年 7 月 3 日施行 : 「支援額表」変更

一部改正 平成 2 3 年 2 月 1 8 日施行 : 「利用交通用具」及び「プリペイドカード」の変更

一部改正 平成 2 4 年 4 月 2 1 日施行 : 「区分表」「支給時期」「補助額」等表記変更

一部改正 平成 2 6 年 2 月 8 日施行 : 「①所要交通費」「③支給時期」の変更